



お知らせ

行政評価委員会を傍聴できます

区では、行政評価制度の客観性を高めるため、区民の方にも委員になつていただく行政評価委員会を設置しています。

【日時】
 ①第一回全体会（委員委嘱制度説明など）
 6月29日(水)午後2～4時

②第一分科会(地域振興)
 7月6日(水)午後2～4時

③第二分科会(都市整備)
 7月5日(火)午後2～4時

【会場】 区役所5階庁議室

【定員】 各日10人程度

【その他】 詳しい内容や、次回以降の開催日時・会場については、区ホームページをご覧ください。

【申込み・担当課】
 政策企画課
 ☎(5654)8108

**建設業を営む方へ
 建設工事施工統計調査にご協力ください**

調査結果は国の政策の基礎資料として利用し、他の目的に利用することはありません。

【対象】
 建設業法による許可を受けた建設業者の中から、国土交通大臣が指定した事業所【調査期間】

7月1日(金)～29日(金)
【実施方法】 6月下旬に、対象となった事業所へ調査票を郵送します。ご記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

平成27年度葛飾区食品衛生監視指導計画実施結果概要を公表します

食品衛生法に基づき、食の安全・安心を確保するために行った監視指導結果の概要です。

【閲覧期間】
 6月27日(月)～7月29日(金)
 (土・日曜日、祝日を除く)

【閲覧場所】
 区政情報コーナー(区役所3階304番)、健康プラザかつしか(青戸4・15・14)、保健センター、区民事務所区ホームページからもご覧になれます。

【担当課】 生活衛生課
 ☎(3602)1242

**都市計画の変更案を
 ご覧になれます**

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)」などの一部改正に伴い、地区計画の変更を行います。

変更案は区ホームページからもご覧になれます。
 【公示日】 6月27日(月)
 【縦覧・意見書提出期間】
 6月27日(月)～7月11日(月)
 【対象地区計画】
 亀有駅東地区、東新小岩一丁目地区、さくら並木の道沿道地区、小菅一丁目地区、青戸六・七丁目地区、南水

施設からのお知らせ

四つ木地区図書館・西水元地区図書館休館します

全蔵書の点検・整理のため、次の期間休館します。
【休館期間】
 ▷四つ木地区図書館 7月5日(火)・6日(水)
 ▷西水元地区図書館 7月12日(火)・13日(水)
【担当課】
 ▷四つ木地区図書館(四つ木4-8-1) ☎5670-3321
 ▷西水元地区図書館(西水元2-2-8) ☎5660-2201

堀切菖蒲園 改良工事のため休園します

トイレや休憩所などのバリアフリー化や、施設の改良を図る工事のため、堀切菖蒲園(堀切2-19-1)を次の期間休園します。
【休園期間】 平成28年7月1日～30年3月
 平成29年の葛飾菖蒲まつり開催期間は開園予定です。
 静観亭は休園期間も通常通り営業します。
【担当課】 公園課 ☎3695-8385

特別区民税・都民税普通徴収分第1期の納期限は6月30日(木)です

金融機関、郵便局(ゆうちょ銀行)、税務課(区役所3階321番)、区民事務所、区民サービスコーナー、コンビニエンスストア、モバイルレジ、ATM、インターネットバンキング、クレジットカード(インターネット利用)、口座振替で納めることができます。

【担当課】 収納対策課
 ☎(5654)8183

元一丁目・二丁目地区、四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区、東新小岩二丁目地区、環状七号線沿道地区
【意見書提出方法】
 持参か郵送で、意見書(様式自由)に住所・氏名を書いて提出してください。

**税・国保料などのお支払い手続きは便利な
 口座振替受付サービスをご利用ください**

口座名義人ご本人がキャッシュカードをお持ちいただくと、区役所や区民事務所の窓口で簡単に口座振替の手続きができます。印鑑は不要で、口座振替依頼書による手続きよりも早く口座振替を開始できます。

詳しくは区ホームページをご覧ください。お問い合わせ

【担当課】 税務課
 ☎(5654)8201



手続きのイメージ

平成28年度国民年金保険料の免除・納付猶予申請を受け付けます

経済的に保険料の納付が困難な場合に、保険料の納付が免除される制度と、50歳未満の方を対象とした納付猶予制度があります。

【受付開始日】 7月1日(金)

【対象】 国民年金第1号被保険者(学生および任意加入被保険者の方を除く)で、次に該当する方

▷**免除** 申請者本人・配偶者・世帯主それぞれの平成27年中の所得が一定基準以下の方(右表参照)

▷**納付猶予** 申請者本人・配偶者それぞれの平成27年中の所得が一定基準以下(右表参照)で、申請者本人が50歳未満の方

失業した方や災害を受けた方などは特例で認められる場合がありますので、お問い合わせください。

【免除の種類と受給資格】 右表の通り

【承認期間】 平成28年7月分～29年6月分

【申請について】

原則、毎年申請が必要です。平成27年度に全額免除または納付猶予が承認されていた方で、継続審査の承認通知が届いた方は申請の必要はありません。ただし、平成28年度の審査の結果、却下となることもあります。

なお、平成27年度に失業など特例的事由で全額免除や納付猶予が承認されていた方や、4分の1納付・半額納付・4分の3納付が承認されていた方は、継続審査の対象ではないため、申請書の提出が必要です。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

◆◆◆国民年金保険料免除の種類と受給資格◆◆◆

免除などの区分	納付猶予	全額免除	4分の1納付 (4分の3免除)	半額納付 (半額免除)	4分の3納付 (4分の1免除)	未納
所得の基準	(扶養親族などの数+1)×35万円+22万円	78万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など	118万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など	158万円+扶養親族など控除額+社会保険料控除額など		
老齢基礎年金への算入	算入なし	2分の1	8分の5	4分の3	8分の7	算入なし
老齢基礎年金の受給資格期間	算入あり					算入なし
障害年金や遺族年金を受けるとき	納付済みと同じ扱い					受けられない場合あり
追納(免除部分)可能期間	追納すると年金額は全額納めた場合と同じ計算になります。追納可能期間は免除承認期間から10年以内です。ただし3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じて一定の額が上乗せされます。					納付期限から2年経過すると時効になり納付できません。

▷受給割合は変更になる場合があります。
 ▷老齢基礎年金を受給するには、20歳から60歳になるまでの原則25年(300月)以上の納付や免除期間などの受給資格期間が必要になります。
 ▷4分の1納付・半額納付・4分の3納付は、期限内に納付がない場合、未納期間として取り扱われます。
 ▷納付猶予制度は30歳未満の方が対象でしたが、平成28年7月から平成37年6月までの10年間に限り50歳未満に拡大されます。

【申請・問い合わせ】

葛飾年金事務所(立石3-7-3) ☎3695-2181

【申請・担当課】

国保年金課(区役所3階315番) ☎5654-8214

非常勤職員募集

詳しくはお問い合わせください。

職種・勤務内容	募集人数	対象	勤務期間	勤務日時	報酬など	申込方法	選考日・選考方法	申し込み・担当課
発達支援専門員 巡回指導・相談・検査などに関する業務	1人	大学などで心理学を修め、子どもの発達相談などに関する専門的能力を有する方	9月1日～平成29年3月31日(更新可)	月～金曜日のうち週4日 午前8時30分～午後5時 ただし、月・火曜日は勤務日とする。	月額218,300円 交通費・有給休暇あり。 健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書、大学などの卒業証書の写しか卒業証明書、志望動機(A4版用紙横書き400字程度)、返信用封筒(82円切手貼付、宛先記入)を、7月26日(火)(必着)までに持参か郵送。	書類選考の上、8月19日(金)(予定)に面接。	〒125-0062 青戸4-15-14 健康プラザかつしか内子ども総合センター ☎3602-1247

東京理科大学図書館では次の期間、入館・見学・図書の貸し出しができなくなります。図書の返却は可能です。

【期間】 7月4日(月)～8月6日(土) 【問い合わせ】 東京理科大学葛飾図書館(新宿6-3-1) ☎5876-1541 【担当課】 中央図書館